

令和7年度矢吹町くらし応援商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年度矢吹町くらし応援商品券（以下「商品券」という。）を交付することにより、食料品等の物価高騰の影響を受けている住民の家計負担を軽減するとともに、地域における消費を喚起し、地元事業者を応援することによる地域経済の一層の振興を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入もしくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱加盟店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として登録された町内の事業所又は店舗等をいう。

(商品券の交付等)

第3条 町長は、令和8年1月1日において矢吹町の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に商品券を交付する。

- 2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき1万円とする。
- 3 商品券1枚当たりの券面記載の金額は、1,000円とし、10枚を1組として交付する。
- 4 商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者やその同伴者等の交付対象者であって、町長が特に必要と認めるときは、当該交付対象者が属する世帯とは別に商品券を交付することができるものとする。
- 5 宛先不明等により商品券が町に返戻されたときは、第5条に掲げる使用期間内は当該商品券を町が保管し、使用期限を過ぎたときにこれを処分する。

6 前項に規定する保管期限内に、返戻された商品券の交付を申請する場合は、世帯主の本人確認書類（代理人が申請する場合にあっては、世帯主及び代理人の本人確認書類並びに委任状その他代理権を明らかにする書類）を提出しなければならない。

（商品券の使用範囲等）

第4条 商品券は、取扱加盟店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる取引については使用することができない。

(1) 不動産及び金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

(4) 国税及び地方税、使用料等の公租公課

(5) 国又は自治体からの業務の委託等（町施設の指定管理に係る業務を除く）を受けて実施しているサービスの提供等に関するもの

(6) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの

(7) 公序良俗に反するもの

(8) その他町長が不相当と認めるもの

3 特定取引に使用された商品券の券面記載の金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱加盟店から当該上回る額に相当する額の金銭の支払いは行わないものとする。

4 交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。

5 商品券の使用は、交付対象者本人又はその代理人若しくは使用者に限るものとする。

（商品券の使用期間）

第5条 取扱加盟店において商品券を使用することができる期間は、令和8年3月20日から令和8年8月31日までの間とする。

（取扱加盟店の要件及び登録）

第6条 取扱加盟店として登録することができる者は、矢吹町内で事業を営

み、かつ店舗又は事業所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 役員等が、矢吹町暴力団排除条例(平成25年矢吹町条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者
 - (3) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的に照らして町長が不適当と認めた者
- 2 取扱加盟店への登録を希望する者は、登録を希望する店舗ごとに、令和7年度矢吹町くらし応援商品券取扱加盟店登録申請書(第1号様式)に必要事項を記入し、登録を希望する店舗ごとに、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、取扱加盟店として登録し、令和7年度矢吹町くらし応援商品券取扱加盟店登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(取扱加盟店の責務)

第7条 取扱加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと。ただし、商品券が破損等により、券面の3分の1以上が欠損もしくは著しく汚損している場合又は管理番号が識別不能な場合は、この限りでない。
- (2) 第4条第2項に規定する取引を行わないこと。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (5) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。

(6) その他本事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

2 町長は、取扱加盟店が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱加盟店の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金)

第8条 町長は、特定取引において商品券が使用された場合は、当該商品券を受け取った取扱加盟店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

2 取扱加盟店は、商品券を換金しようとするときは、特定取引において受け取った商品券を添えて令和7年度矢吹町くらし応援商品券換金請求書(第3号様式)を提出するものとする。

3 前項の規定による換金は、取扱加盟店が指定する口座への振込みにより行うものとする。

4 第2項の規定による商品券及び換金請求書の提出は、令和8年9月30日までに行わなければならない。

(業務の委託)

第9条 町長は、第6条に掲げる加盟店の登録に関する業務及び前条に掲げる商品券の換金に係る業務の一部又は全部を本事業の実施に必要な範囲で委託することができるものとする。

2 町が前項の規定により商品券の換金に係る業務を委託した場合においては、取扱加盟店は、前条第2項の規定にかかわらず、当該受託者に対して支払いを請求するものとする。

3 商品券の換金及び支払い業務の受託者は、町に対して、支払いの原資となる資金の預託を請求することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

令和7年度矢吹町くらし応援商品券取扱加盟店登録申請書

年 月 日

矢吹町長 様

住 所

申請者 事業所名

代表者名

印

令和7年度矢吹町くらし応援商品券交付事業実施要綱第6条に規定する要件を満たす店舗であることを確約するとともに、第7条の責務を遵守しますので、下記のとおり取扱加盟店の登録を申請します。

登録店名 (チラシ等への掲載名)							
登録店の所在地	〒 矢吹町						
	電話	()	FAX	()			
業 種	<input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 理美容 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 自動車関連 <input type="checkbox"/> 医療関係 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館業 <input type="checkbox"/> その他 ()						
担 当 者 名							
本店・本社所在地 (本店が登録店の所在地と異なる場合)	〒						
	電話	()					
振 込 先 〔口座番号は左詰めで 記入してください〕	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農協					
	支 店 名	本店・支店・出張所					
	預 金 種 類	普通 ・ 当座					
	口 座 番 号						
	(フリガナ) 口 座 名 義						

※振込先の口座番号等が分かる資料（通帳のコピー等）を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

令和7年度矢吹町くらし応援商品券取扱加盟店登録証

店舗の名称	
店舗の所在地	

上記の店舗は、令和7年度矢吹町くらし応援商品券の取扱加盟店であることを証明する。

年 月 日

矢吹町長 蛭田 泰昭

【取扱加盟店の遵守事項】

- 1 特定取引を行う店舗内の見やすい場所に、取扱加盟店である旨を証する文書類を掲示すること。
- 2 特定取引において商品券の受取りを拒まないこと。
- 3 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- 4 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- 5 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- 6 町が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。
- 7 令和7年度矢吹町くらし応援商品券交付事業実施要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

第3号様式（第8条関係）

令和7年度矢吹町くらし応援商品券換金請求書

年 月 日

矢吹町長 様

住 所

申請者 事業所名

代表者名

印

令和7年度矢吹町くらし応援商品券交付事業実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり換金を請求します。

登録店名			
商品券枚数	枚	請求金額	円